

島原市犯罪被害者等支援計画



令和4年3月

島 原 市

目 次

I	支援計画について.....	1
II	犯罪被害の現状.....	2～3
	1 刑法犯の認知件数	
	2 交通事故の発生状況	
	3 犯罪被害者等の置かれている現状	
	(1)二次被害	
	(2)被害の潜在化	
III	基本的な考え方.....	4～6
	1 基本目標	
	2 基本的視点	
	(1)幅広い分野にわたる市の施策の横断的・効果的な組み合わせによる支援の実施	
	(2)犯罪被害者の視点に立って行動し、共に支え合う社会づくり	
	3 重点課題	
IV	犯罪被害者等支援に向けた施策.....	7～12
	1 相談及び情報の提供	
	(1)相談及び情報の提供等	
	(2)窓口の設置	
	2 経済的負担の軽減	
	(1)見舞金の支給及び日常生活の支援	
	(2)居住の安定	
	(3)雇用の安定	
	3 市民への理解の増進	
V	資料編.....	13～28
	1 犯罪被害者等基本法	13
	2 長崎県犯罪被害者等支援条例	18
	3 島原市犯罪被害者等支援条例	23
	4 島原市犯罪被害者等支援条例施行規則	26

I 支援計画について

これまで、犯罪等の被害者は、平穏な生活を突然奪われたばかりか、犯罪等による直接的な被害のほかにも精神的、経済的な被害、周囲からの二次的な被害に苦しめられ、十分な支援体制も無いまま社会から孤立してしまうことも少なくありませんでした。

こうした犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、犯罪被害者等の権利権益の保護を図ることを目的に、平成16年に、「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪等により被害に遭われた方やその家族に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

また、国では、同法第8条の規定により平成17年に策定された「犯罪被害者等基本計画」に基づき、関係府省庁による施策が実施されました。

長崎県では、犯罪被害者等の方々への支援を総合的、体系的に推進していくため、平成20年1月に「長崎県犯罪被害者等支援計画」、平成23年3月に「新長崎県犯罪被害者等支援計画」、平成29年3月に「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」が策定され、さらに、犯罪被害者等の施策を総合的かつ計画的に推進し、被害の早期回復・軽減、生活の再建を図る基盤とするため、令和元年7月「長崎県犯罪被害者等支援条例」が施行されました。これらを基に令和元年12月、新たに「長崎県犯罪被害者等支援計画」が策定されております。

島原市では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を市民等が共有し、犯罪被害者に対する問題を社会全体で考え、支え合い、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として令和元年7月12日に「島原市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

この条例は、犯罪被害者等の支援に関して、目的、市及び市民等の責務や市が講ずべき施策などを定めています。これらを実効あるものとするために、今回、新たに「島原市犯罪被害者等支援計画（令和4年度から令和8年度）」を策定するものです。

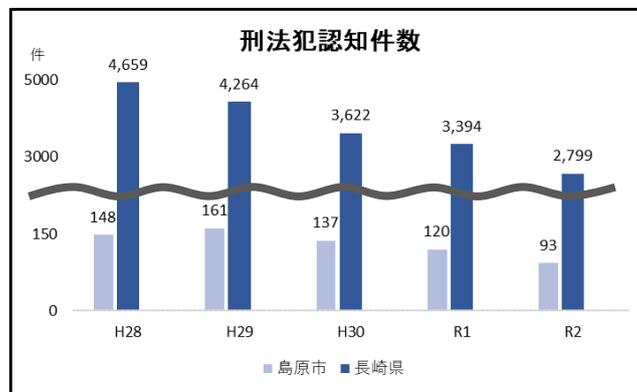
II 犯罪被害の現状

1 刑法犯の認知件数

長崎県の認知件数は、平成 15 年の 14,454 件をピークに毎年減少を続け、令和 2 年には 2,799 件となっています。

また、犯罪率（人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数）についても、令和 2 年は 210.9 件であり、全国平均（486.8 件）を大きく下回っており、低い方から全国で第 2 位となっています。

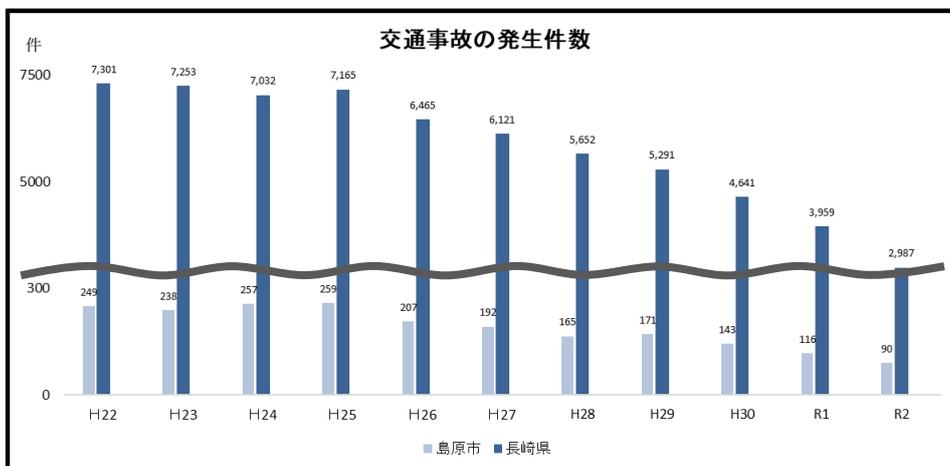
市内の認知件数についても、年々減少をしており、令和 2 年は 93 件となっています。



2 交通事故の発生状況

令和 2 年の長崎県における交通事故の状況は、発生件数 2,987 件、死者数 34 人、負傷者 3,731 人となっています。

本市においては、令和 2 年は発生件数 90 件、死者数 3 人、負傷者 101 人となっています。交通事故の発生件数については、ここ数年減少していますが、飲酒運転による悪質な交通事故は後を絶たず、構成率（交通事故全体に占める割合）は、全国平均を上回っています。



3 犯罪被害者等の置かれている現状

(1) 二次被害

犯罪被害者等は、身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりする直接的な被害だけでなく、その後においても精神的な苦痛、身体の不調など、以下のような二次被害と呼ばれる様々な苦しみに遭っており、深刻な問題となっています。

○友人・知人の言動、近隣のうわさや中傷

- ・「頑張れ」「早く忘れなさい」など、心情に配慮しない声掛けや態度
- ・哀れみの視線や、遠巻きにする態度
- ・いわれなき偏見・中傷や興味本位の話しかけ
- ・インターネット等による無責任なうわさの流布

○配慮に欠ける職場環境・偏見による離職等

- ・被害者心情への理解不足や仕事上での配慮不足
- ・受診や裁判傍聴等で休むことが困難
- ・偏見による解雇等

○メディアの過剰な取材等

- ・心情を考慮しない強引な取材
- ・事実と異なる内容や、プライバシーを侵害する内容等の報道

○日常生活での不安

- ・「また狙われるのではないか」という不安
- ・高額な医療費の負担や職を失ったことによる困窮
- ・犯罪発生場所となったために自宅に居住することが困難

○その他

- ・犯罪被害に遭ったこと自体へのショック
- ・加害者が処罰されるまでの裁判手続きにかかる時間的な負担

(2) 被害の潜在化

性犯罪やDV（ドメスティック・バイオレンス）などの被害は、羞恥心から被害に遭ったことを他人に知られたくない、自分も落ち度があったと自分を責める、報復が怖い、などの理由から、警察に被害申告をすることをためらい、被害が潜在化することがあります。

Ⅲ 基本的な考え方

1 基本目標

犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現

犯罪等は、いつ、どこで、起きるか分かりません。また、誰もが犯罪被害者等になるおそれがあります。

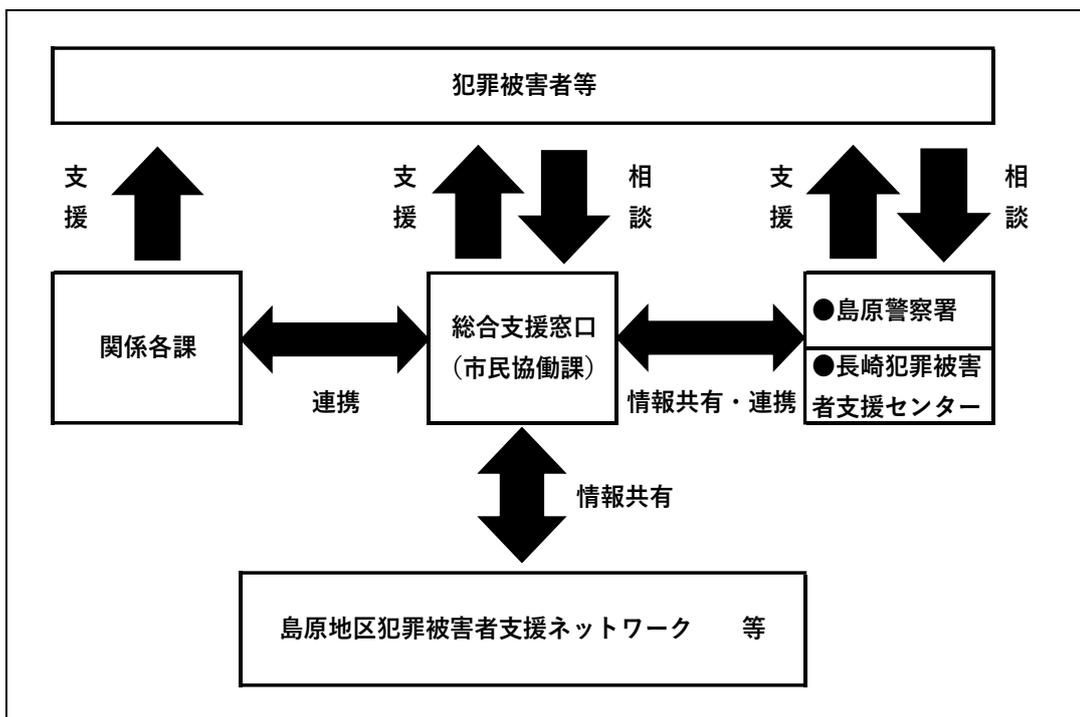
ひとたび事件が発生すれば、必ず犯罪被害者等が生まれ、現在も、犯罪被害者及びその家族が、身体に対する直接的な被害だけでなく、様々な二次被害にも苦しんでいる現状にあります。

しかし、犯罪被害者等に対する支援はまだ十分ではなく、犯罪被害者等の一刻も早い回復を支えるためには、警察、長崎犯罪被害者支援センター等と密接に連携して、相談に応じた支援を効果的に行っていく必要があります。

また、これらの関係機関の連携した支援とともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を市民が共有し、共に支え合う社会づくりも必要不可欠です。

このようなことから、本計画において、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるようにするため、警察、福祉、保健、医療、教育、雇用、住宅などの分野にわたる事業や制度、サービス等を活用するとともに、島原地区犯罪被害者支援ネットワーク等と連携した取組の推進を図り、犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会を目指して様々な支援に取り組みます。

《支援体制のイメージ図》



2 基本的視点

(1) 幅広い分野にわたる市の施策の横断的・効果的な組み合わせによる支援の実施

犯罪被害者等支援の対象となる犯罪については、凶悪な殺人事件や悪質な交通事故などによって不慮の死を遂げたり、身体に重い傷害を負うといった事件事故を想定していますが、犯罪の種類及び加害者との関係などにより、犯罪被害者等が置かれている状況は様々であり、必要とされる支援も多方面にわたります。また、心身への直接被害やその後の二次被害により、日常生活の維持が困難になるなど、深刻な問題を抱えている場合もみられます。

今後、支援に当たっては、犯罪被害者等が抱えているこうした問題の多様性と深刻性を踏まえた上で、各種施策により支援していく必要があります。

本市では、福祉、保健、医療、教育、雇用、住宅に関する様々な事業や制度、サービス等の施策を活用し、支援を実施していきます。

(2) 犯罪被害者等の視点に立って行動し、共に支え合う社会づくり

突然、犯罪等の被害に遭われた方々は、強い精神的ショック等により自分の身の回りのことができない状況に陥り、周囲から被害を受けた責任の一端があたかも被害者自身にあるかのように誤解されるなどして、孤立することが少なくない状況にあります。

二次被害を防止し、犯罪被害者等を支援していくためには、誰もが犯罪被害者等になり得る認識を市民が共有し、犯罪被害者等に関する問題を自分自身に関わることとして考え、みんなで支え合う社会をつくることが重要です。

本市では、犯罪被害者等の視点に立って行動し、共に支え合う社会づくりのため、広報、啓発に取り組みます。

3 重点課題

条例及び国、県の基本計画を踏まえ、3つの重点課題を設定し、支援のための施策を推進します。施策の推進の詳細については次章で記述します。

- ◎ 相談及び情報の提供
- ◎ 経済的負担の軽減
- ◎ 市民への理解の増進

IV 犯罪被害者等支援に向けた施策

1 相談及び情報の提供

(1) 相談及び情報の提供等（第6条第1項）

《現状と課題》

多くの犯罪被害者等は、精神的に大きなショックを受けていると思われる、直面している状況を十分に理解できず、どこに何を相談したらいいのか、また、どのような支援を受けられるのか、分からないこともある。

《具体的施策》

取組	内容	担当課
虐待を発見した場合の通告	犯罪被害による虐待を早期に発見して長崎こども・女性・障害者支援センターへ通告し、協働して対応を行います。	福祉課 こども課 学校教育課
無料法律相談	犯罪被害者の状況に応じて、各種無料法律相談の案内を行います。	市民相談センター
いじめ・不登校等相談	犯罪被害により生活環境が変化したことに伴う、いじめ等に関する相談対応を行います。	こども課 少年センター(社会教育課) 学校教育課
交通事故相談	犯罪被害者の状況に応じて、交通事故に関する相談対応を行います。	市民相談センター
交通災害共済の相談	犯罪被害者の状況に応じて、交通災害共済に関する相談対応を行います。	市民安全課
納税相談	犯罪被害により収入状況が変化したことに伴う納税相談対応を行います。	税務課
健康相談、保健指導	犯罪被害者の状況に応じて、健康相談や保健指導に関する相談対応を行います。	保健センター

生活困窮者自立支援に関する相談	犯罪被害者の状況に応じて、生活困窮者の自立支援に関する相談対応を行います。	福祉課
生活保護に関する相談	犯罪被害者の状況に応じて、生活保護法に基づく生活保護の説明及び相談対応を行います。	福祉課
高齢者に関する相談	犯罪被害を受けた高齢者に対し、迅速かつ適切な相談対応を行います。	福祉課
障害者に関する相談	犯罪被害を受けた障害者に対し、迅速かつ適切な相談対応を行います。	福祉課
女性に対する暴力の相談	犯罪被害を受けた女性に対し、犯罪被害で受けた精神的苦痛に関する相談窓口等、関係機関の案内を行います。	こども課 市民協働課

(2) 窓口の設置 (第6条第2項)

《現状と課題》

犯罪被害者等の支援窓口について、市民協働課が窓口となっているが、様々な支援を行えるよう、関係各課との更なる緊密した連携が必要となる。

《具体的施策》

取組	内容	担当課
総合的窓口の設置	犯罪被害を受けた方に対し、ワンストップ窓口サービスを行います。	市民協働課

2 経済的負担の軽減

(1) 見舞金の支給（第7条）及び日常生活の支援（第8条）

《現状と課題》

犯罪被害者等は、被害に遭ってから国の犯罪被害給付金の支給が決定されるまでの期間が長期にわたり、その間生活が困窮した場合の対応が必要である。

また、被害により収入が途絶えたり、就労が困難になったり、高額な治療費の支払いなど経済的な負担により、日常生活が困難になる場合もある。

《具体的施策》

取 組	内 容	担 当 課
犯罪被害者等支援に係る見舞金の支給	犯罪被害者の状況に応じて、見舞金の支給対象となる場合、速やかに支給手続きを案内します。	市民協働課
交通災害共済見舞金の支給	犯罪被害を受けた交通災害共済に加入されている方に対し、交通事故に遭われた場合の見舞金支給手続きを行います。	市民安全課
死亡一時金 (公的年金制度)	犯罪被害者の状況に応じて、死亡一時金に関する説明と手続きを行います。	市民窓口サービス課
遺族基礎年金 (公的年金制度)	犯罪被害者の状況に応じて、遺族基礎年金の説明と手続きを行います。	市民窓口サービス課
葬祭費の支給	犯罪被害者の状況に応じて、葬祭費の支給に関する説明と手続きを行います。	保険健康課
特別障害者手当	犯罪被害を受け、障害者となった方に対し、特別障害者手当に関する説明と手続きを行います。	福祉課

自立支援給付・医療費助成制度	犯罪被害を受け、障害者となった方に対し、自立支援給付・医療費に関する説明と手続きを行います。	福祉課
障害者手帳の交付	犯罪被害を受け、障害者となった方に対し、障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の説明と手続きを行います。	福祉課
障害者医療費助成制度	犯罪被害を受け、障害者となった方に対し、障害者医療費助成制度に関する説明と手続きを行います。	福祉課
生活困窮者自立支援制度	犯罪被害者の状況に応じて、生活困窮者の自立支援に関する相談対応を行います。	福祉課
生活保護制度	犯罪被害者の状況に応じて、生活保護制度に関する説明と手続きを行います。	福祉課
乳幼児医療費助成制度	犯罪被害者の状況に応じて、乳幼児医療費助成制度に関する説明と手続きを行います。	こども課
ひとり親家庭等医療費助成制度	犯罪被害を受け、ひとり親家庭等となった方に対し、医療費助成制度の説明と手続きを行います。	こども課
母子父子寡婦福祉資金貸付金	犯罪被害を受け、ひとり親家庭等となった方に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内と情報提供を行います。	こども課
高等職業訓練促進給付金等事業	犯罪被害者の状況に応じて、高等職業訓練促進給付金等事業に関する説明と手続きを行います。	こども課

自立支援教育訓練給付金事業	犯罪被害者の状況に応じて、自立支援教育訓練給付金事業に関する説明と手続きを行います。	こども課
要保護及び準要保護児童生徒援助費	犯罪被害者の状況に応じて、要保護及び準要保護児童生徒援助費に関する説明と手続きを行います。	教育総務課
災害共済給付金	犯罪被害（学校管理下で発生）を受けた児童・生徒に対し、災害共済給付金（独立行政法人日本スポーツ振興センター）への手続きを行います。	学校教育課

(2) 居住の安定（第9条）

《現状と課題》

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことにより物理的に居住困難な状況になったり、耐え難い精神的な苦痛を受けることで居住ができなくなるなど犯罪等によって引っ越しを余儀なくされることや、また、配偶者等からのDVの保護の観点から自宅以外に居住場所を求めるところもある。

《具体的施策》

取組	内容	担当課
市営住宅への入居相談	犯罪被害を受け、従前の住宅に居住することが困難となった方に対し、市営住宅の入居相談を行います。	都市整備課

(3) 雇用の安定 (第10条)

《現状と課題》

犯罪被害者等は、身体的・精神的被害によって、仕事の能率低下や対人関係に支障が生じ、通院及び裁判等により職場を欠勤し、その結果、仕事を辞められる場合もある。しかし、経済的負担の軽減や精神面における被害の回復のためには、仕事を維持・確保することが重要である。

《具体的施策》

取組	内容	担当課
ハローワークと連携した就労支援	犯罪被害を受けた母子・父子家庭に対し、状況把握を行い、関係機関と連携して継続的な自立・就労支援を行います。	こども課
障害者の就労支援	犯罪被害者の状況に応じて、障害者就労支援事業所と連携して、就労支援を行います。	福祉課

3 市民への理解の増進 (第11条)

《現状と課題》

周囲の偏見や無理解による心ない言動、報道機関からの過剰な取材により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、プライバシーの侵害などの二次被害に対して市民の理解を深める必要がある。

《具体的施策》

取組	内容	担当課
広報しまばら・ホームページ等の活用	犯罪被害者等への理解の増進を図るために広報啓発活動を行います。 特に犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）には重点的に市民への周知を行います。	市民協働課

V 資料編

1 犯罪被害者等基本法（平成 16 年 12 月 8 日法律第 161 号）

最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第 3 条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさ

わしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第 10 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第 2 章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第 12 条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第 13 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第 14 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 15 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 16 条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 17 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちやく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第 20 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第 21 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 22 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第 23 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第 24 条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第 25 条 会議は、会長及び委員 10 人以内をもって組織する。

(会長)

第 26 条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 27 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 国家公安委員会委員長

(2) 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(3) 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 3 号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 28 条 前条第 1 項第 3 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 3 号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 29 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 30 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成 17 年政令第 67 号により平成 17 年 4 月 1 日から施行)

附 則 (平成 26 年 6 月 25 日法律第 79 号) 抄

(施行期日等)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

2 (略)

附 則 (平 27 年 9 月 11 日法律第 66 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 長崎県犯罪被害者等支援条例（令和元年7月16日長崎県条例第6号）

目次

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 基本的施策（第13条―第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する団体をいう。）その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況

及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分に配慮するよう努めるものとする。

(市町の責務等)

第7条 市町は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識又は経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置し、犯罪被害者等支援に関係する部局等が連携し、相互に協力して適切な支援を実施するものとする。

2 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

3 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、必要な緊急の支援を実施するものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第10条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第12条 県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第13条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に

応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第14条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第15条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第16条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第17条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（長崎県営住宅条例（平成9年長崎県条例第31号）第2条第5号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第18条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育と支援)

第20条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害

者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について理解を深めることに資する教育が行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(人材の育成)

第 21 条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援の充実に資するため、県及び市町の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な施策を講じ、犯罪被害者等支援を担う人材の育成に努めるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 22 条 県は、民間支援団体その他の関係する者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 島原市犯罪被害者等支援条例

令和元年7月12日条例第38号

島原市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念にのっとり、市、市民等及び事業者の責務等を明らかにし、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を市民等が共有し、犯罪被害者に対する問題を社会全体で考え、支え合い、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族である市民をいう。
- (4) 関係機関等 国、県、警察その他の関係行政機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (6) 市民等 市民及び市内に通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行っている者をいう。
- (8) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の棄損、私生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済

的な損失等の被害をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪行為により死亡した者の遺族である市民又は傷害を受けた市民に対し、経済的な負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、次に掲げる見舞金を一時金として支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、福祉サービスの提供

その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等又は二次被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する市営住宅の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動に努めるものとする。

(市民の理解の増進)

第11条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第7条の規定による見舞金の支給は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

4 島原市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市犯罪被害者等支援条例(令和元年島原市条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(遺族見舞金の支給対象)

第3条 条例第7条第1号の遺族見舞金の支給を受けることができる者は、死亡した犯罪被害者の遺族(当該犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する者に限る。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
2 犯罪被害者の死亡の時に胎児であった犯罪被害者の子が出生した場合における前項の規定の適用については、当該子の母が犯罪被害者の死亡の時ににおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合は同項第2号に掲げる子と、その他の場合は同項第3号に掲げる子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順位とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。

4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡の前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、当該遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(傷害見舞金の支給対象)

第4条 条例第7条第2号の傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により負傷又は疾病(精神的な疾患を含む。)(以下「負傷等」という。)の被害を受けた市民であつて、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものとする。

(支給の制限)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者又はその遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴

力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

(遺族見舞金の額の調整)

第6条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合(当該傷害見舞金の支給に係る被害に起因して死亡した場合に限る。)における遺族見舞金の額は、条例第7条の規定にかかわらず、同条第1号に定める額から既に支給した傷害見舞金の額を控除した額とする。

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族で第1順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、当該第1順位の遺族全員に対してしたものとみなす。

(支給の申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、遺族見舞金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 死亡した犯罪被害者の死亡診断書その他の死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し

(2) 死亡した犯罪被害者の消滅された住民票又はその写し

(3) 申請をする者の住民票又はその写し

(4) 戸籍謄本その他の犯罪被害者と申請をする者との続柄を確認することができる書類

(5) 申請をする者が死亡した犯罪被害者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を確認することができる書類

(6) 申請をする者が死亡した犯罪被害者の配偶者以外の者であるときは、遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の第1順位の遺族であることを確認することができる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 傷害見舞金の支給を受けようとする者は、傷害見舞金支給申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 負傷等に関する医師の診断書又はその写し

(2) 申請をする者の住民票又はその写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

4 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する日前に第1項又は第2項の規定による申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、当該申請をすることができる。

(支給の決定等)

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、見舞金支給決定通知書(様式第3号)又は見舞金支給却下通知書(様式第4号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の請求)

第9条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者(以下「受給決定者」という。)は、見舞金支給請求書(様式第5号)を市長に提出し、見舞金の請求を行うものとする。

(支給の決定の取消し等)

第10条 市長は、受給決定者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該支給の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支給した見舞金がある場合は、その返還を求めるものとする。

(報告等)

第11条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給決定者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月12日から施行する。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」